

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
5QF911100430		5RRJ1CK0020 0001					
品名 または 件名							
油分離槽汲取清掃							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
22.00	M3						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
山口駐屯地・むつみ演習場				山口駐屯地管理科（内線328川端）			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
山口駐屯地管理科（内線328川端）				令和8年3月31日（火）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札資料等は、第322会計隊契約班窓口において配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年6月11日（水）10時00分 第322会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」D等級以上格付けされ中国地域**の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「単価契約に関する特約条項」とする。

3 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違 約 金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

6 契約書の作成

- (1) 陸上自衛隊標準契約書を基準として官側の示す条項により作成する。
- (2) 契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

予定の総価

単価に予定数量を乗じた額の総品目の合計額で落札を判定し、それぞれの単価をもって申し込みをした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) **郵便**による入札については、**令和7年6月10日（火）17時00分**到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行くとともに到着の確認を必ず願います。また入札金額が同額による場合は当該入札に係る無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**開札前までに資格決定通知書の写し**を提出してください。（FAX可）
- (4) 代金の支払時期については官側が請求書を受理した日から30日以内とすることを承諾し、入札書の提出をお願いします。
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。**（締切日：令和7年6月9日（月）12：00まで）**
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊契約班 担当：泰井（たいい）
TEL 083-922-2281内線(343) FAX 083-922-2286（直通）
E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
〒753-8503 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地 業務隊管理科 担当：川端（かわばた）
TEL 083-922-2281内線(328)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

- 1 役務件名
油分離槽汲取清掃
- 2 場 所
(1) 山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地
(2) 山口県萩市大字高佐下 陸上自衛隊むつみ演習場
- 3 期 間
契約締結日 ～ 令和8年3月31日 (火)
- 4 役務概要
本作業は、陸上自衛隊山口駐屯地及びむつみ演習場に設置している油分離槽の汲取清掃を実施するものである。
- (1) 山口駐屯地
ア 洗車場 1箇所 (年2回)
イ ガソリンスタンド 3箇所 (年1回)
ウ 燃料置場 1箇所 (年1回)
エ 車両整備実習場 2箇所 (年1回)
オ ボイラー室 2箇所 (年1回)
- (2) むつみ演習場
ア 洗車場 1箇所 (年2回)
イ 厨房 1箇所 (年1回)
- 5 汲取予定数量
22m³
- 6 実施時期
(1) 1回目 6月予定 (細部は監督官の指示による。)
(2) 2回目 11月予定 (細部は監督官の指示による。)

- 7 一般事項
(1) 本役務は、仕様書及び図面によるほか「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施するものとする。
(2) 仕様書又は図面に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載なき事項でも技術上必要なものは請負者の責任において良心的に施工すること。
(3) 作業の際に駐屯地内外の人員、建物及び物品等に損害を与えた場合は、補償しなければならない。また、監督官が必要と認めた場合は、建物及び工作物等に対し養生を施すこと。
(4) 作業時間は0830から1700までとし、時間外及び休日には作業を行ってはならない。ただし、緊急を要する場合は、監督官の許可を得ること。
(5) 請負者は作業場所以外にみだりに立ち入ってはならない。また、喫煙は定位置で行い歩行中の喫煙はしてはならない。
(6) 自衛隊施設からの電気及び給水は原則として使用させないものとする。ただし、やむを得ず使用する場合は、監督官の許可を受け、メーター等を設置し官側算定に基づき有償により使用すること。
(7) 作業完了後、速やかに作業場所の清掃等を行い、監督官の点検を受けるものとする。
- 8 特記事項
(1) 汲取は、汲取量が明確に測定できず汲取るものとする。

役務件名	油分離槽汲取清掃
図面名称	仕様書 (1)
所 属	山口駐屯地業務隊管理科 図面番号 1 / 6

仕 様 書

- (2) 清掃は、水面の油分及び底部沈殿汚泥をバキューム車により取り汲取、高圧洗浄機で壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲取るものとする。また、中間水については、可能な限り別容器等に保管し、清掃完了後分離槽に戻すものとする。
- (3) 汲上げた汚泥及び油分を洗浄水等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき確実に処分するものとする。
- (4) 作業時期については、監督官の指示による。

9 提出書類

- (1) 工程表 1部 (契約後速やかに)
- (2) 現場代理人等指名書 1部 (契約後速やかに)
- (3) 着手届 1部 (着手日までに)
- (4) 完了届 1部 (完了日に)
- (5) 打ち合わせ簿 1部 (その都度)
- (6) 作業写真 1部 (完了後速やかに)
- (7) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
1部 (契約後速やかに)
- (8) 産業廃棄物処分業許可証の写し 1部 (契約後速やかに)
- (8) 産業廃棄物運搬業許可証の写し 1部 (契約後速やかに)
- (9) その他監督官に指示された書類 指示された部数

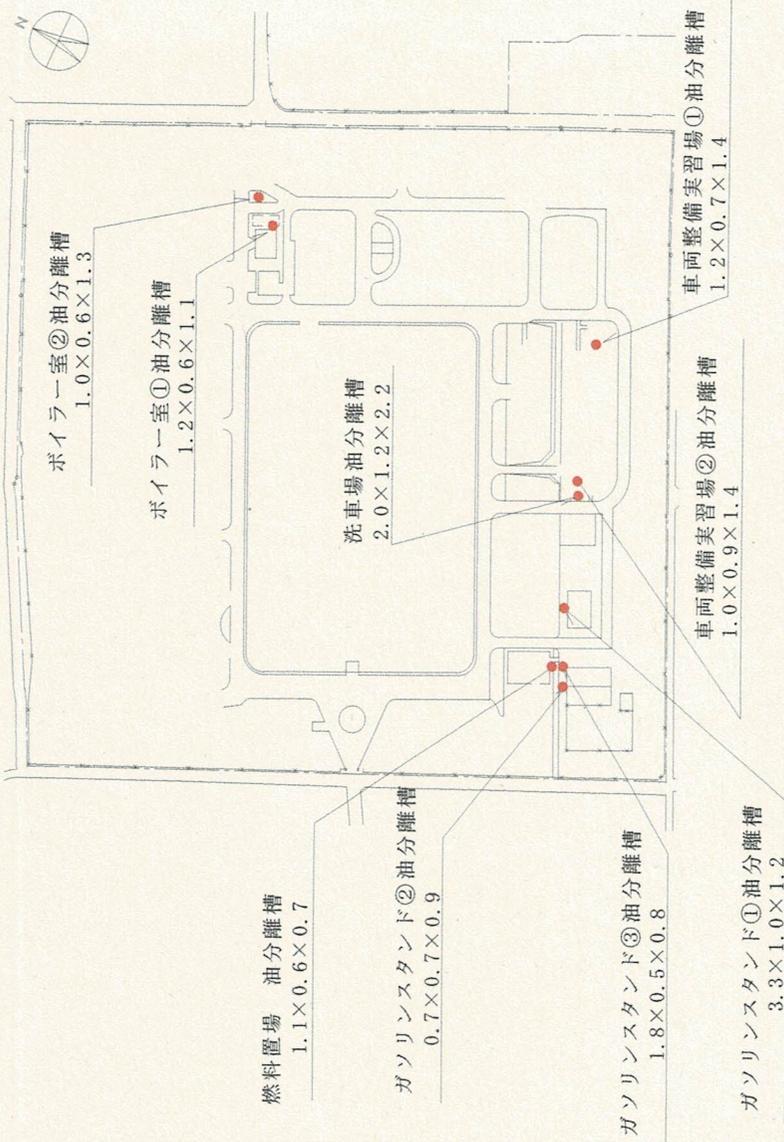
10 完了検査

本役務は、請負者が産業廃棄物の収集運搬処理及び現場清掃の実施後、産業廃棄物管理票（マニフェストE票）を役務期間内に提出し、検査官の検査合格をもって完了とする。

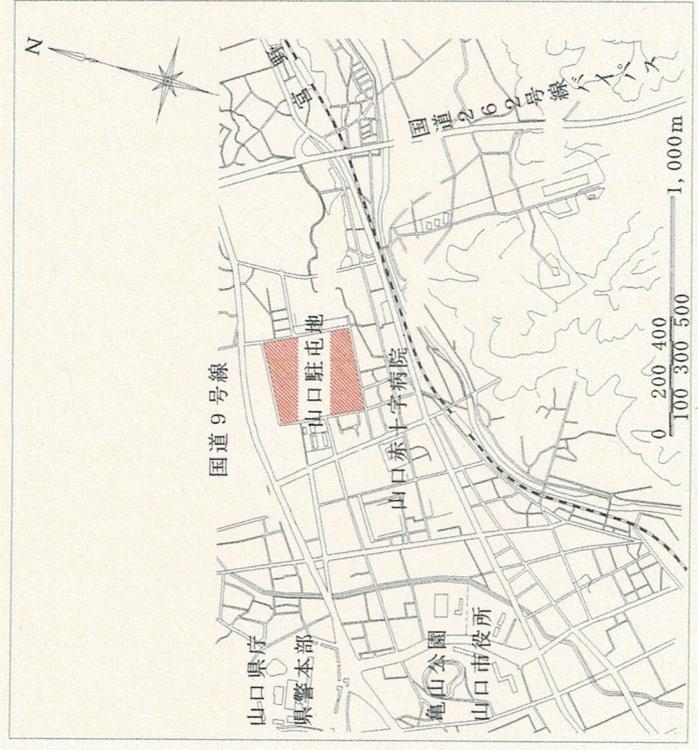
役務件名 油分離槽汲取清掃

図面名称 仕様書（2）

所 属 山口駐屯地業務隊管理科 図面番号 2 / 6

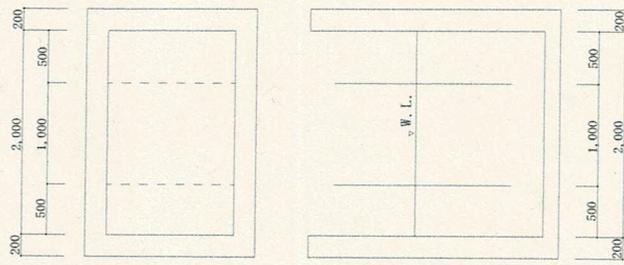


配置図 S = 1 / X



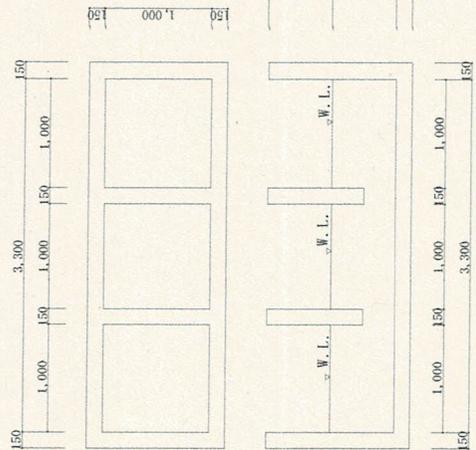
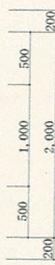
案内図 S = 1 / X

役務件名	油分離槽汲取清掃
図面名称	駐屯地案内図・配置図
所属	山口駐屯地業務隊管理科
図面番号	3 / 6

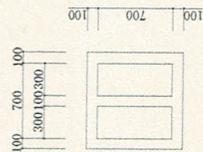
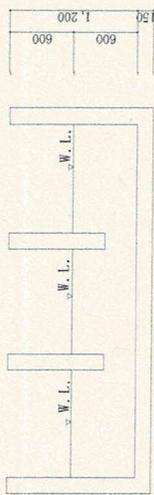


燃料置場油分離槽 S=1:40

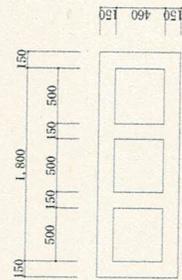
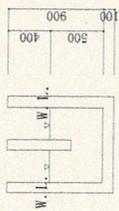
洗車場油分離槽 S=1:50



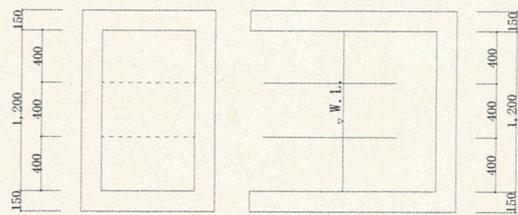
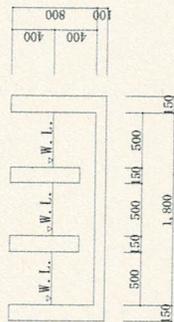
ガソリンスタンド①油分離槽 S=1:50



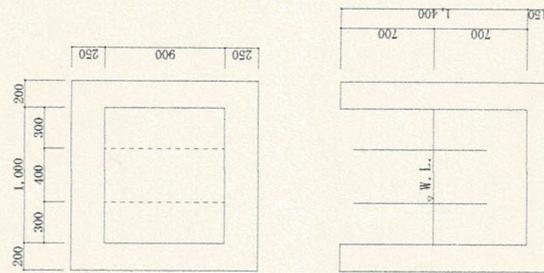
ガソリンスタンド②油分離槽 S=1:50



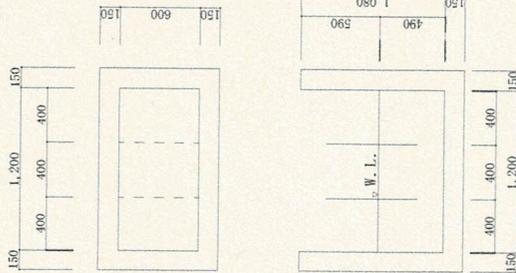
ガソリンスタンド③油分離槽 S=1:50



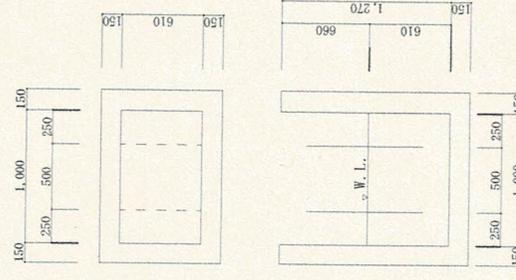
車両整備実習場①油分離槽 S=1:40



車両整備実習場②油分離槽 S=1:40



ボイラー室①油分離槽 S=1:40



ボイラー室②油分離槽 S=1:40

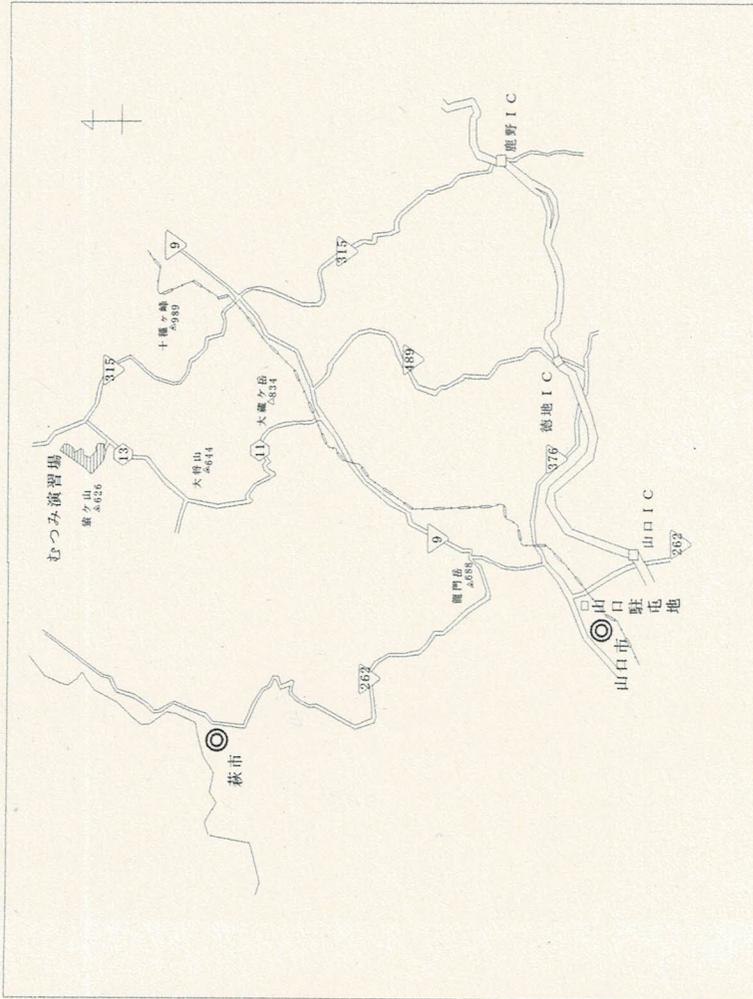
役務件名 油分離槽及取清掃

図面名称 各油分離槽詳細図 (山口駐屯地)

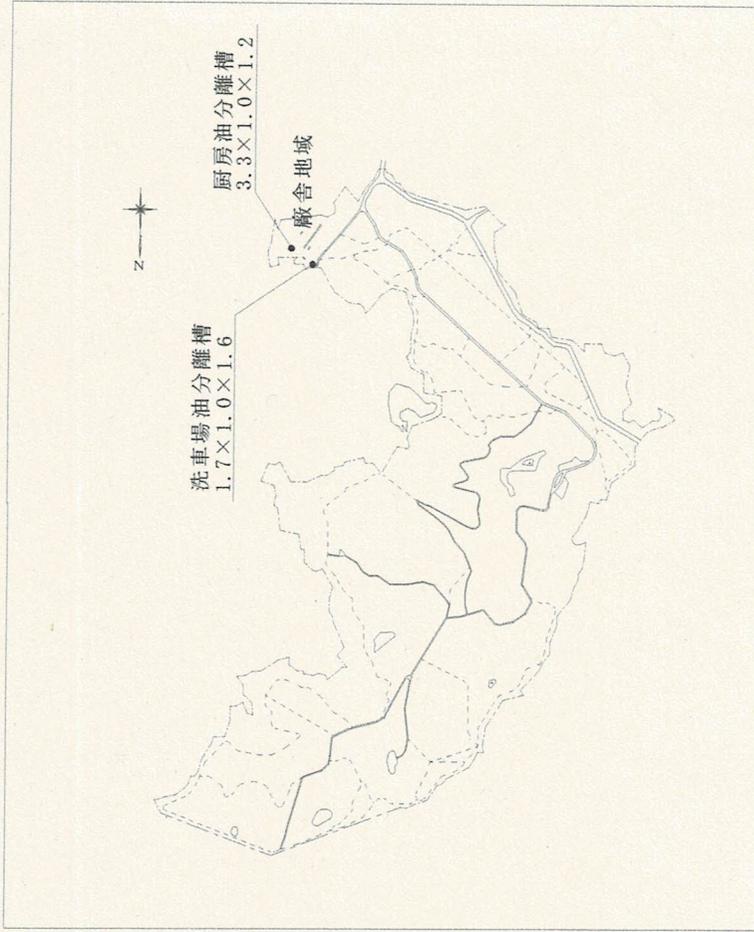
所属 山口駐屯地業務隊管理科

図面番号

4 / 6



むつみ演習場案内図 S = 1 / X

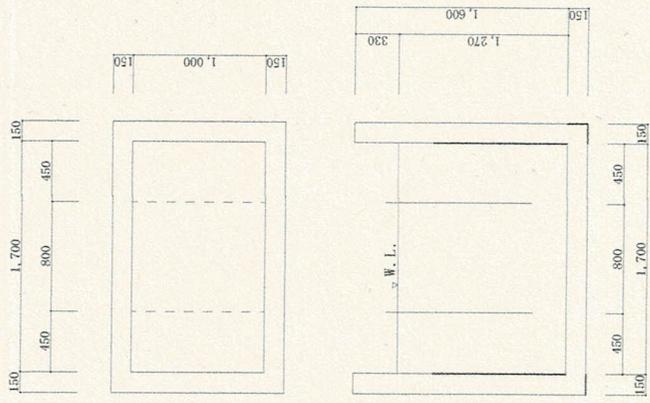


むつみ演習場配置図 S = 1 / X

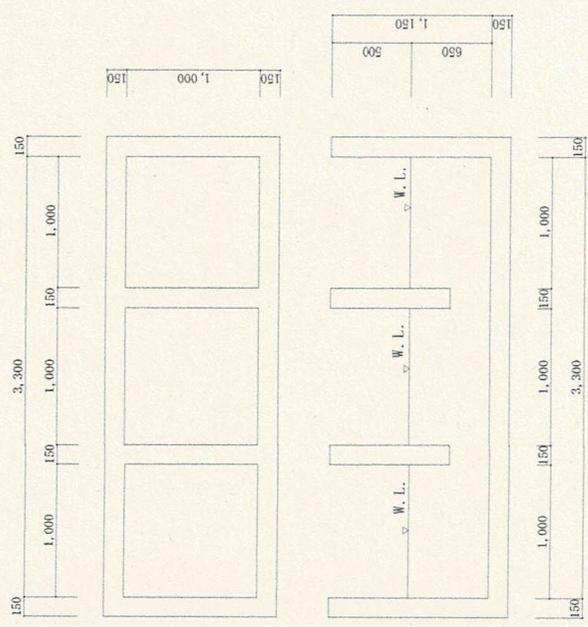
役務件名 油分離槽汲取清掃

図面名称 むつみ演習場案内図・配置図

所属 山口駐屯地業務隊管理科



むつみ演習場洗車場油分離槽 S=1:40



むつみ演習場厨房油分離槽 S=1:50

役務件名 油分離槽汲取清掃

図面名称 各油分離槽詳細図 (むつみ演習場)

所 属 山口駐屯地業務隊管理科 図面番号 6 / 6

